

平成 25 年 4 月 12 日

会 長 納 谷 廣 美 殿

異 議 申 立 審 査 会
審 査 長 八 田 英 二

異 議 申 立 審 査 報 告 書

標記について、大学評価に関する規程第 30 条により、横浜薬科大学からの異議申立に係る審査結果を次のとおり報告します。

異 議 申 立 に 対 す る 審 査 結 果

異議申立に係る判定には、その基礎となる事実には誤りはなく、異議申立には理由が認められない。ただし、学生の受け入れ（異議申立 No. 2）に関しては、異議申立に関する評価結果を修正すべき理由が一部認められるため、評価結果の表現を一部修正する。なお、教育内容・方法・成果に関する申し立て（異議申立 No. 3）は、不適合との判定の理由ではないことから、異議申立の対象ではない。

理 由

1 事 実

異議申立趣意書（平成 25 年 3 月 21 日付）の提出を受け、諮問に基づき同年 4 月 12 日に異議申立審査会を開催し慎重に審議を行った。

2 異議申立の趣旨および要旨

このたびの異議申立の趣旨は、「横浜薬科大学に対する大学評価（認証評価）結果」における、本協会の「大学基準に適合していない」との判定を取り消し、本協会の「大学基準に適合している」との認定を求めるものである。

本協会が「大学基準に適合していない」と判定した理由は、以下（1）～（4）の 4 つの基準において 5 点の重大な問題点がみられたためである。

（1）「教員・教員組織」について、講師以上の専任教員の選考が規程通り行われていな

いなど、教員人事の透明性・公平性に大きな問題がみられること。

(2)「教育内容・方法・成果」について、編入学生の既修得単位認定の上限設定が規程等に定められておらず、単位の認定についても、該当する科目の担当教員に委ねられていること。

(3)「学生の受け入れ」について、学生の受け入れ方針とは異なる考え方にに基づき、また修学能力の判定も規程に定められた手続きを経ずに学生を受け入れ、多くの留年者・退学者を生み出す要因となっていること、また、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が薬学部健康薬学科と漢方薬学科で低く、臨床薬学科では非常に高いなど、定員管理に問題がみられること。

(4)「内部質保証」について、問題を改善していくための体制・システムが整備されておらず、十分な自己点検・評価活動が実施されていないことに加え、提出資料に事実と異なる記載があることから、真摯に自己点検・評価を行って質を保証しようとする姿勢が見えないこと。

これに対し、当該大学より申し立てられた上記(1)、(3)、(4)に係る異議の要旨は、次のとおりである。

異議申立 No. 1・・・(1)「教員・教員組織」に関し、完成年度に至るまでは人事に関わる議案を教授会ではなく代議員会で諮っており、完成年度後の平成24年度の教員採用プロセスは手続きに従って進められている。また、(4)「内部質保証」に関連して、完成年度後の教員採用は規程に従って教授会で審議するのが当然との見解から、「点検・評価報告書」には手続きに従った採用が行われていると記載したまでであり、誤解を招く表現ではあったが、事実と異なることを記載したつもりはない。

異議申立 No. 2・・・(3)「学生の受け入れ」及び(4)「内部質保証」に関し、定員管理については反省しているが、アドミッション・ポリシー以外に、評価結果に記載されている「通常では薬剤師になれない学力の学生でも学ぶ意欲があれば入学させる」といったような取り決めはしていない。

異議申立 No. 3・・・「教育内容・方法・成果」の総評部分に関し、教育内容・方法を改善する取り組みが役立っていないと断定しているが、提言では取り上げられていない事項に対し、このような強い否定的な文章は理解しかねる。また、留年者や退学者が多いことをもってすべてのことを否定的な結論に導くのは安直である。

3 異議申立理由に対する見解

(1)「教員・教員組織」及び「内部質保証」について(異議申立 No. 1)

点検・評価報告書等によると、当該大学の教員採用は、「教育職員選考規程」に基づき、教育職員選考委員会で審査・選考し、その結果を教授会で慎重に審議した上で、理事長が決定することになっている。また、異議申立において、年度進行中は教授会ではなく代議員会で教員人事の審議を行ってきたとの説明がなされている。

しかし、平成24年度に教員を採用しているにも関わらず、その採用にあたって完成

年度である平成 23 年度の教育職員選考委員会や教授会の議事録にも、審議した記録が一切示されていないことから、規程に沿った手続きを経ているとは判断できない。

これらのことから、規程に従った審議が行われていることを裏付ける根拠資料はなく、手続きに沿った採用が行われておらず、教員人事の透明性・公平性に大きな問題が見られるとの判断に事実誤認はない。また、点検・評価報告書や実地調査の際の質問事項への書面回答が事実である根拠が当該大学から提示されなかったことから、これについても「記載内容が事実と異なる」との判断に事実誤認はなく、異議申立は認められないものと判断する。

なお、当該大学からの異議において、「平成 24 年度における教員採用プロセスは手続きに従って進められており」と記され、根拠資料においても最近の議事録等が提出されているが、平成 24 年度申請大学向け「大学評価ハンドブック」ならびに平成 24 年 6 月 8 日付送付文書「大基委大評第 31 号」に明示している通り、大学評価結果に反映する事実「変更」の範囲は、原則として実地調査時までに発生したものに限定している。そのため、教育職員選考委員会のすべての議事録ならびに平成 24 年 7 月 25 日開催の教授会以外の議事録は、評価の対象となる時期を過ぎており、根拠資料とはなりえない。

(2) 「学生の受け入れ」及び「内部質保証」について（異議申立 No. 2）

当該大学では、学生の受け入れ方針の 1 つとして「薬学を修めるに十分な学力と意欲を備える者」を掲げ、「学生募集要項」等において明示している。一方で、大学が求める教員像を示す資料として、当該大学より提出された「教師の責務」には、「学力の低い者を入学させてはならないとか、留年率は何割以下であること」という決まりができたのであろうか」など、学生の受け入れ方針と矛盾する内容が含まれている。

公表されている方針が学内に浸透し、その考えに沿って学生の受け入れが行われているかについては、疑義が生じるものの、該当箇所の指摘は、受け入れ方針に反して、入学者の修学能力を適切に判定していないことが、多数の留年者や退学者を生み出すことにもつながっている最も重大な問題点である。また、こうした実態は今回提出された根拠資料（入学者選考委員会議事録及び 2007（平成 19）年度から 2012（平成 24）年度入学に関する判定資料）からも明らかであり、「必ず実現すべき改善事項」に相当する問題点であることに変わりはないものと判断する。ただし、学生の受け入れ方針に反する考えのもとで学生を受け入れていた旨を評価結果に表記することは至当であるといえないとの申し立てを認め、「評価結果における該当部分」の表現を以下の通り修正する。

なお、異議申立 No. 1 においても触れたが、大学評価結果に反映する事実「変更」の範囲は、原則として実地調査時までに発生したものに限定しており、平成 25 年度の入学定員管理の状況については、評価の対象となる時期を過ぎていることから、根拠資料とはなりえない。

<修正箇所>

- 1) 4点目は、「学生の受け入れ」についてである。貴大学では公表している学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に反し、~~実際は一部の学生だけでも薬剤師に育成できればよいとする考えのもと、~~規程に定められた「入学者選考委員会」における入学者の修学能力の判定を適切に行わずに、公表している学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に反して修学能力が不足する学生を多数受け入れてきた。<総評 2頁>
 - 2) しかしながら、~~この方針に反して、通常では薬剤師になれない学力の学生でも学ぶ意欲があれば入学させるという考え方を開学以来貫き、~~規程に定められた「入学者選考委員会」における入学者の修学能力の判定を適切に行わずに、公表している学生の受け入れ方針に反して修学能力が不足する学生を受け入れてきた。<総評 6頁>
 - 3) また、「臨床に関わる実践的能力をもつ人間性豊かな薬剤師」を育成するため、薬学を修めるに十分な学力と意欲を備える者を受け入れると謳いながら、実際には薬学教育を学ぶために必要な修学能力が不足する素養がなくとも学ぶ意欲さえあれば学生を多数入学させており、一部の学生でも薬剤師を育成できれば良しとするなど、教育・研究活動などの質保証に対して責任を果たしているとはいいたい。<総評 10頁>
 - 4) 学生の受け入れ方針において、「薬学を修めるに十分な学力と意欲を備える者」を求めているにもかかわらず、~~通常では薬剤師になれない学力の学生でも学ぶ意欲があれば入学させるという考え方を開学以来貫き、~~規程に定められた「入学者選考委員会」における入学者の修学能力の判定を適切に行わずに、薬学教育を学ぶために必要な修学能力が不足する学生を多数受け入れている。<必ず実現すべき改善事項 11-12頁>
- (取り消し部分を削除し、下線部分を追加する。)

(3)「教育内容・方法・成果」について（異議申立 No. 3）

該当部分は、「総評」における文章であり、不適合と判断した理由ではないことから、異議申立の対象ではなく、評価結果の修正・変更は行わない。

なお、評価結果（5頁下から1～2行目）において、「さまざまな教育方法の工夫が行われ、教育に対する教員の取り組みについては学生からの評価も高いが」とあるように、授業内容の改善への取り組みなどの様々な教育面の工夫については評価している。しかし、依然として留年者・退学者数が非常に多いことや卒業率の低さなどから、教育面の工夫が学生の知識・能力の向上に効果をあげているとはいいたいと判断し、総評に記述したものである。

以上